

那覇市議会は12月19日の最終本会議で、米軍基地が発生源だと強く疑われている県の水源地での有機フッ素化合物汚染問題に関し、下記の意見書を全会一致で採択しました。意見書は、日本共産党が提案し議会をリードしました。

国や関係機関に、生命維持と生活に不可欠な安心・安全な水道水確保に向けて、1. 米軍基地内の立入調査、2.PFASによる水源汚染の根本的な解決、3. 市民・県民の健康・安全を守るための国の対応と恒常的な財政支援、4. 日米地位協定の抜本改定、5. 普天間基地の運用停止、閉鎖、返還、米軍基地の整理縮小の促進などの速やかな実現を求めています。

沖縄県企業局が2016年1月、北谷浄水場の水源である中部水源（比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群）において、有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOA等が、高濃度で検出されたことが公表されてから、来月で10年となる。沖縄県の調査では、米軍基地の排水が流入する下流側の濃度が高いこと、並びにPFOSとPFOA等を含む泡消火剤を過去に米軍が使用、流出していたことなどから、近接する米軍の嘉手納基地、普天間基地がその汚染源である可能性が高いものと指摘され懸念されている状況である。

この深刻な水源の汚染問題では、沖縄県、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、地元自治体をはじめ、本市議会も米軍基地内への立入調査を繰り返し国に要請している。しかし、日米地位協定により米軍基地施設は米軍に排他的管理権があり、日本の国内法が原則適用されないことが大きな障壁となっている。そのため、水源汚染が表面化してから約10年が経過しているにもかかわらず、基地内立入調査はいまだ実現していない。

PFASは環境中ではほとんど分解されず、人や生物の体内にも蓄積しやすいため、水道水や土壤の汚染、及び健康への悪影響が懸念されている。沖縄県企業局は2021年、防衛省の補助金も活用して北谷浄水場にPFASを除去するための高機能粒状活性炭を導入し、約16億円もかけて安心・安全な水道水を供給するための対策を実施している。そして、PFOSとPFOA等の合計値は国の水質基準等を大幅に下回るまで低減させている。

当該活性炭は、経年に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、2026年度以降に予定する活性炭の更新には防衛省補助金が活用できない見通しどうっている。この活性炭の多額な更新費用やPFAS対策費を沖縄県が全額負担することになれば、市民と県民に不当な負担を強いることとなる。

環境や健康に重大かつ不可逆的な悪影響を及ぼす恐れがあるPFAS汚染問題の解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することである。汚染の原因が強く疑われる米軍基地について、日米地位協定により自治体が調査できない状況が続く中、PFASを完全除去するまでは、北谷浄水場の高性能粒状活性炭をはじめPFASの低減や除去等にかかる費用は、予防原則に則り、国の責任で負担すべきである。

よって、本市議会は、市民と県民の生命、健康、安全を守る立場から関係機関に対し、生命維持と生活に不可欠な安心・安全な水道水の確保に向けて、下記事項を速やかに実現するよう、強く要請する。

## 記

- 1 米軍基地内の立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
- 2 汚染源を特定し、根本解決に向け取り組むこと。
- 3 健康被害が疑われる段階であっても、国が先行して対策を講じるべきという予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、PFASの低減や除去、健康調査等に関して国による恒常的な財政措置を講じること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 普天間飛行場の運用停止、閉鎖・返還をはじめ、米軍基地の整理縮小を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年(2025年)12月19日

那覇市議会

あて先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 環境大臣 厚生労働大臣  
防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当） 沖縄県及び北方対策担当大臣

## 日本共産党那覇市議団ニュース 25号 2025年12月19日



都市建設環境委員  
団長 古堅 茂治



厚生経済委員  
副団長 湧川 朝涉



総務委員  
幹事長 我如古 一郎



教育福祉委員  
政調会長 前田 千尋



厚生経済委員  
会計長 西中間 久枝



発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1市役所4階 電話：862-8268 FAX867-3170

ご意見、ご要望をお寄せください。メール：jcp-naha@nirai.ne.jp お困りごとは、お気軽にご相談ください。

# 沖縄県議会で全会一致で採択された意見書です。

## 県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である、沖縄本島中部の河川や地下水においては、国が定める環境の指針値を超える有機フッ素化合物PFOS及びPFOAが検出されている。その発生源について、沖縄県の調査によると基地周辺の数値が非常に高いという結果が出ているが、現時点では明確な特定には至っていない。

そのような中、北谷浄水場では、防衛省の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく民生安定施設整備事業を活用し、高機能活性炭を導入して水道水の安全確保対策を行っている。

当該活性炭は、経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、交換については同事業の補助対象外であることから、2026年度以降に予定する活性炭の更新には活用できないとされている。また、資材単価や人件費の上昇等により、交換費用のさらなる高騰も見込まれており、県が多額の費用を負担することになれば、受益者である県民の負担増も避けられないこととなる。

北谷浄水場は県内約45万人に水道水を提供しており、県民の健康被害に対する不安を解消するためにも、引き続き安全で安心な水を安定的に供給する必要がある。

よって本県議会は、県民の安心・安全な飲み水の確保に向けた対策には、引き続き国の支援が必要であると考えることから、下記事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1 北谷浄水場における安心・安全な飲み水の確保のため、高機能活性炭の交換費用などについて、国が必要な支援を図ること。
  - 2 県民の安心・安全な飲み水の確保に向けては、汚染源への対策も必要であることから、北谷浄水場の水源における汚染源の究明と対策を早急に実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月10日

沖 縄 県 議 会

宛先：内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣  
内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当） 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）